

OC-COMETサービス会員規約

株式会社大林組はインターネットを利用したOC-COMETサービスの提供にあたり次のとおりOC-COMETサービス会員規約を定めます。

第1章 総則

第1条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本規約

OC-COMETサービスの提供および利用に関する約款であり、会員企業等がサービスを利用する際に遵守する契約を指します。

(2) 大林組

OC-COMETサービスを提供する株式会社大林組を指します。

(3) 本サービス

本規約に定めるサービスであり、OC-COMETサービスとして提供するコラボレーション機能とファイルサーバ機能のうち、別添のサービスメニューに示されるコラボレーション機能のサービスを指します。

(4) 本施設

本サービスを行うために大林組がインターネットを利用して提供する施設を指します。

(5) サービス代行会社

本規約第6条にもとづき大林組が本サービスの提供に関する業務の一部または全部を委託する株式会社オーク情報システムを指します。

(6) 会員企業

本規約に同意して本サービスを利用する法人、団体、組合および個人事業主などを指します。

(7) 利用者

本サービスの機能を用いて利用者登録を行うことにより、サービスの提供を受けることができる会員企業または会員企業に所属する個人を指します。

(8) 会員企業等

会員企業および利用者の双方を指します。

(9) 会員企業管理者

利用者の一人であり、会員企業により利用者の中から指名され、当該会員企業における利用者の登録、削除、並びにユーザIDおよびパスワードの管理を行い、大林組との本サービスに関する連絡の窓口になる者をいいます。

(10) ユーザID

利用者が本サービス提供を受ける為に用いるIDを指します。

(11) 会員登録

会員企業が本サービスの提供を受けるために大林組が定めた方法にて行う申込を指します。

(12) 利用者登録

本規約に基づき、会員企業または会員企業に所属する個人を利用者として登録することを指します。

(13) 会員情報

会員登録および利用者登録によって提供される会員企業等の情報を指します。

(14) 登録データ

大林組、会員企業等が本サービスに登録したデータで、電子ファイル、プログラム、PDF 等のデータ形式にかかわらず、全てのデータを指します。

(15) 取引先コード

大林組が工事下請負契約を締結する協力会社に対して発行するコード番号を指します。

(16) 受付窓口

本サービスへの会員登録に関する問合せを受けるサービス代行会社の組織を指します。

(17) 問合せサポート

本サービスの利用に関して会員企業等が行う問合せ、依頼、要望等に対応するためのサービス代行会社の組織を指します。

第2条（本規約の変更）

大林組は、必要と判断した場合には会員企業等の承諾なくいつでも本規約を変更することができるものとします。

2 会員企業等は、前項の変更の有無およびその内容を定期的に確認するものとします。

第2章 サービス

第3条（サービスメニュー）

大林組は本サービスの内容を別添のサービスメニューのとおり定めるものとします。

2 本サービスの内容は、会員企業等の承諾を得ることなく、適宜変更する場合があります。本規約に明示的な規定のない限り、新たなサービスの提供、および現在のサービスの変更や提供条件の変更は、全て本規約で定める条件に準じて行われるものとします。

3 大林組は本サービスのいかなる機能および形態についても随時の変更、一時的もしくは永久的な停止、中止を行うことはもちろん、サービスの一部の機能および形態について制限を設け、会員企業等の本サービスへのアクセスを随時制限することができます。ただし、これにより大林組は会員企業等または第三者に対していかなる責任も負うものではありません。

第4条（サービス提供時間）

本サービスの提供時間は、原則として、年 365 日毎日 24 時間とします。

但し、以下の時間帯は除きます。

(1) 第16条によるサービス中止時間

(2) 機器や通信設備の故障などによるサービス不能状態の期間およびその修理対応期間

第5条（受付窓口および問合せサポートの対応時間）

本サービスの受付窓口の対応時間は8:30～17:00、問合せサポートの対応時間は8:30～18:00とします。但し、日曜日、祝祭日、大林組の指定休日（ゴールデンウィーク、夏休み、年末年始など）を除きます。

第6条（サービス提供に関する業務の委託）

大林組は第3条乃至第5条および第15条記載の項目のほか本サービスの提供に関する業務の一部または全部をサービス代行会社に委託し、会員企業はこれに同意するものとします。

2 大林組は本規約に基づき大林組が負うのと同等の義務をサービス代行会社に課すものとします。

第3章 会員

第7条（会員登録）

会員企業は本規約の内容を確認し、遵守することに同意したうえで、大林組の定める所定の登録手続きを行い、大林組が承認した時点で会員となることができます。

第8条（会員企業管理者と利用者の登録）

会員企業は、前条に定める会員登録時に、会員企業管理者を定めるものとします。

2 会員企業管理者は、大林組から与えられた自らのユーザIDおよびパスワードを用いて本サービスへのログインを行い、随時、他の利用者のユーザIDおよびパスワードを設定し、利用者登録を行うものとします。

3 会員企業管理者は、利用者が本サービスを利用しなくなったときは遅滞なく当該利用者のユーザIDを削除するものとします。

4 会員企業管理者は、本規約を含め、大林組からの通知内容について自己の責任において利用者に周知徹底させるものとします。

第9条（会員情報の変更等）

会員企業は、会員情報を常に正確かつ最新の内容に保つように努めるものとし、会員情報に変更があった場合はすみやかにその内容を大林組が定める所定の手続きにより大林組に届出なければならないものとします。

第10条（ユーザIDおよびパスワード）

ユーザIDは利用者1人につき1つ持つものとし、他人に貸与等してはならないものとします。

2 ユーザIDおよびパスワードは利用者が自らの責任で管理し不正使用等への対策を行うものとし、不正使用等が発生した場合の責任はすべてそのユーザIDの利用者及びその利用者が所属する会員企業が負うものとします。

- 3 ユーザIDおよびパスワードの利用方法及び規則については、本サービスの運用上変更する場合があります。
- 4 利用者は、自らのパスワードを大林組及びサービス代行会社に問合せの場合、大林組及びサービス代行会社に対して自らが真正なる利用者であることを証明しなければなりません。また、大林組及びサービス代行会社は自らの判断で利用者からの問合せを拒否することができますが、拒否しなかったことにより利用者に損害が生じてもいかなる責任も負わないものとします。

第11条（権利の譲渡）

会員企業は本規約のいかなる権利も第三者に譲渡をすることはできません。

第12条（機密の保持）

会員企業等は、事前に大林組の承諾を得ず本サービスの利用に関連して知り得た機密を第三者に漏洩してはなりません。

- 2 会員企業等は、本施設や大林組またはサービス代行会社の著作物を本サービスの利用目的以外に利用してはなりません。
- 3 会員企業等が前2項に違背したときは大林組及びサービス代行会社に対し損害賠償の責任を負うものとします。
- 4 本条の規定は会員企業が会員でなくなった後も効力を有するものとします。

第13条（会員登録の削除）

大林組は会員企業が次の各号の一つに該当する事由があるときは、ただちに会員登録を削除することができるものとします。

- (1) 本規約に定める条項に違反した場合
- (2) 本サービスを継続することができない重大な背信行為があった場合
- (3) 大林組との間で解約合意がなされた場合
- (4) 大林組の取引先コードを抹消された場合
- (5) その他会員企業として不適当な行為を行ったと大林組が判断した場合

第14条（会員の退会）

会員企業が、本サービスの利用を終了するときは、大林組の所定の方法により、会員企業から大林組に対しサービスの利用を終了する旨を通知するものとします。

第4章 サービスの提供

第15条（大林組による設備等の準備と維持責任）

大林組は、本サービスで使用するコンピュータシステムやネットワーク機器等、当該コンピュータシステムからサービスプロバイダーまでの通信回線および本サービスを提供するソフトウェアを設置します。

- 2 大林組は、前項の機器等に障害が発生したときは、これを修理します。

- 3 大林組は前項の他、第1項の機器等の運用を担当します。
- 4 大林組は会員企業の登録及び削除、本サービスの利用方法等に関する問合せへの対応等を行います。

第16条（本サービスの中止）

大林組は、次の項目に該当する場合、本サービスを中止することができます。

- (1) 本施設の保守または変更のためやむを得ない場合
 - (2) 通信障害など本サービスの継続に支障があると判断した場合
 - (3) 天災、地変その他不可抗力により大林組の責に帰すことが出来ない事由による場合
- 2 大林組は、前項を理由に本サービスを中止する場合は、あらかじめその旨を会員企業等に通知するものとします。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

第17条（利用の停止）

大林組は、会員企業が次の項目に該当する場合、当該会員企業への本サービスの利用を停止することができます。

- (1) 本規約に定める条項に違反した場合
 - (2) 本サービスを継続することができない重大な背信行為であった場合
 - (3) その他会員企業として不適当な行為を行ったと大林組が判断した場合
- 2 大林組は、前項を理由に本サービスを停止する場合は、あらかじめその旨を当該会員企業に通知するものとします。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（登録データの削除）

大林組は会員企業等の登録データが不適切と判断した場合、該当する登録データを削除することができます。

2 会員企業等の登録データがコンピュータウイルスに感染していることが判明した場合、大林組は登録データを削除し、会員企業等に当該登録データに関する調査を要請することができ、会員企業等はこれに応じなければなりません。

第19条（大林組の情報管理）

大林組は会員企業等の会員情報および登録データについて漏洩、滅失、または毀損の防止に努めます。

第20条（会員企業への通知）

大林組からの会員企業への通知は本規約にもとづくもののほか、本サービスを利用した通知、所定の案内ページ（URL）への掲載または会員企業管理者への電子メールによって行われます。

第5章 サービスの利用

第21条（会員企業等による設備等の準備と維持責任）

会員企業等は、本規約その他大林組またはサービス代行会社が随時通知する内容に従い、本サービスを

利用するものとします。

- 2 会員企業等は、本サービスを利用するため、本施設にアクセスできるよう、通信機器（コンピュータおよびモデム）、またはその他のアクセス装置等、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備および回線利用申込の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他本サービスを利用するために必要な準備を自己の費用と責任において行うものとします。
- 3 会員企業等は、本サービスの提供に支障を与えないために会員企業等の端末設備を常に正常に稼動するように維持するものとします。
- 4 本サービスの利用中に会員企業等が本施設または本サービスに異常を発見したときは、当該会員企業等は自らの設備等に故障がないことを確認の上、ただちに大林組に当該異常の内容、発生原因等を大林組の定める方法で通知し、大林組による修理または復旧に協力するものとします。

第22条（指定および推奨ハードウェア・ソフトウェア）

大林組は、本サービスの利用のために必要または適した利用環境を推奨環境として定め、所定の案内ページ（URL）に掲載するものとします。

- 2 会員企業等は、大林組が定める推奨環境以外の利用環境では本サービスの全部または一部を受けられないことを承諾するものとします。ただし、推奨環境の使用は、本サービスの動作を保証するものではありません。

第23条（登録データの管理）

会員企業等は、登録データについてバックアップを作成するなど自らの責任で管理するものとし、いかなる場合においても大林組およびサービス代行会社は登録データの消失等に関し一切の責任を負わないものとします。

第24条（禁止事項）

会員企業等は、本サービスの利用にあたり以下の行為をしてはなりません。

- (1) 大林組との取引に関係しない行為
- (2) 法令または公序良俗に違反する行為
- (3) 大林組が利用するサーバまたはネットワークの機能を破壊したり妨害したりする行為
- (4) 大林組の本サービスの運営を妨害する、または妨害するおそれのある行為（コンピュータウィルスに感染したデータ等の不正なデータの登録を含む）
- (5) 他の会員企業等に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (6) 他の会員企業等に成りすます行為
- (7) 反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (8) 大林組、他の会員企業等または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利または利益を侵害する行為
- (9) 暴力的な表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、その他他人に不快感を与える表現を含むデータを登録する行為
- (10) 本サービスで知り得た情報の第三者への提供などの情報漏えい行為
- (11) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（ただし当社が認めたものを除く）、他の会

- 員企業等に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
- (12) その他大林組が不適切と判断する行為

第6章 その他

第25条（暴力団等排除）

大林組、サービス代行会社および会員企業（大林組、サービス代行会社および会員企業の経営幹部を含む。以下本条第2項において同じ。）は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）ではなく、将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 大林組は会員企業が次の各号の一に該当すると合理的な根拠に基づき認めるときは、何らの催告を要せずに本サービスの利用を停止することができます。

- (1) 暴力団等反社会的勢力である、または暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき
- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力または暴力団等反社会的勢力の関係者を利用するなどしているとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と何らかの関係を有しているとき
- (5) 大林組、サービス代行会社または第三者に対して暴力的または威圧的な違法行為を行ったとき
- (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反したとき

第26条（損害賠償）

天災、地変その他不可抗力により本サービスを提供することが出来ない場合、大林組は一切その責任を負わないものとします。

2 第4条に規定するサービス利用時間において、大林組の責により利用者が本サービスを利用できなかったことにより発生した損害について、大林組は一切その責任を負わないものとします。

3 会員企業等が本サービスの利用において、他の会員企業等や第三者から何らかの損害賠償を請求されたり、訴訟を提起された場合は当該会員企業が自らの費用と責任により解決するものとし、大林組は一切の責任を負わないものとします。

4 その他、会員企業が本サービスを利用することにより被る損害について、大林組は一切の責任を負わないものとします。

第27条（管轄裁判所）

本規約に関する訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第28条（協議）

本規約に定めなき事項、または解釈につき疑義が生じた場合は、信義誠実の精神にもとづき会員企業と

大林組とで協議して解決するものとします。

以 上